

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、涉外戸籍事務¹（婚姻届）の適正かつ円滑な処理を促進する観点から、市区町村における涉外戸籍事件（婚姻届）の受理状況、管轄法務局への受理照会の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 調査対象

(1) 調査対象機関

- ・法務省
- ・札幌法務局、青森地方法務局八戸支局、秋田地方法務局、東京法務局、さいたま地方法務局、横浜地方法務局、静岡地方法務局浜松支局、津地方法務局、大阪法務局、京都地方法務局園部支局、広島法務局、松江地方法務局出雲支局、徳島地方法務局、大分地方法務局、鹿児島地方法務局川内支局、那覇地方法務局沖縄支局

本調査では、戸籍事務を所管する法務省民事局のほか、夫婦の一方が外国人の都道府県別婚姻件数（令和元年人口動態統計）を参考に、全国バランスを考慮した16都道府県（以下「16都道府県」という。）に所在する法務局、地方法務局及び支局について、偏りが生じないように、都道府県ごとに1機関ずつ、計16機関を選定した。

(2) 関連調査対象機関

- ・札幌市東区、滝川市、共和町、八戸市、五戸町、田子町、秋田市、仙北市、五城目町、川口市、富士見市、寄居町、江戸川区、小平市、稲城市、横浜市鶴見区、秦野市、寒川町、浜松市中区、静岡市葵区、長泉町、津市、伊勢市、朝日町、大阪府中央区、池田市、貝塚市、京都市南区、亀岡市、南丹市、福山市、広島市東区、竹原市、出雲市、隠岐の島町、海士町、徳島市、板野町、神山町、大分市、臼杵市、玖珠町、鹿児島市、いちき串木野市、知名町、沖縄市、豊見城市、座間味村

本調査では、16都道府県内の市区町村を在留外国人数（令和元年12月在留外国人統計）により上位・中位・下位にグループ分けし、近年の在留外国人の増加率等を参考に、グループごとに1市区町村ずつ、計48市区町村を選定した。

(3) 調査対象国

本調査では、在留外国人数（令和元年12月在留外国人統計）の多い国や婚姻要件具備証明書発給の有無等のバランスを考慮し、以下の12か国について必要添付書類等の調査を実施した。

¹ 第2の2(1)で詳しく説明するが、戸籍事件本人の一部若しくは全部が外国人（日本国籍を有しない者）であるもの又は身行為の行われた場所等が外国であるもの等である場合の事務を「涉外戸籍事務」という。

・中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジル、ネパール、アメリカ、タイ、インドネシア、ペルー、アルゼンチン、オーストラリア

また、これら以外の国についても、市区町村の窓口で対応に苦慮した事例等を中心に調査を実施した。

3 担当部局

- ・行政評価局
- ・管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）
- ・四国行政評価支局
- ・行政評価事務所 1 事務所（神奈川）

4 実施時期

令和2年11月～4年1月